



発行 東京都

目次

11

条 例

- 東京都防災街づくり基金条例……………（財務局）…一
- 東京都再生可能エネルギー等導入推進基金条例……………（環境局）…二
- 東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…二
- 平成二十六年分都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例……………（総務局）…三

規 則

- 平成二十六年分都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則……………（総務局行政部政課）…三

条例のあらまし

●東京都防災街づくり基金条例（条例第二号）

- 一 東京を高い防災力を備えた街として整備するため、東京都防災街づくり基金を設置します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都再生可能エネルギー等導入推進基金条例（条例第三号）

- 一 地域の避難所等への再生可能エネルギー等の導入を推進するため、東京都再生可能エネルギー等導入推進基金を設置します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）

- 一 東京消防庁八王子消防署の位置を改めます。
八王子市大横町一番四号
↓ 八王子市上野町三三番地
- 二 この条例は、平成二十七年三月二〇日から施行します。

●平成二十六年分都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（条例第五号）

- 一 平成二六年度分の特別区財政調整交付金の基準財政需要額の算定について特例を設け、基準財政需要額を再算定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都防災街づくり基金条例を公布する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二号

東京都防災街づくり基金条例

（設置）

第一条 東京を高い防災力を備えた街として整備するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都防災街づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。
(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都再生可能エネルギー等導入推進基金条例を公布する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三号

東京都再生可能エネルギー等導入推進基金条例

(設置)

第一条 国が都に交付する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、地域の避難所等への再生可能エネルギー等の導入を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都再生可能エネルギー等

導入推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。
(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効等)

2 この条例は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月十二日

●東京都条例第四号

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁の設置等に関する条例(昭和三十八年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表東京消防庁八王子消防署の項位置の欄を次のように改める。

八王子市上野町三十三番地

附 則

この条例は、平成二十七年三月二十日から施行する。

平成二十六年年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例を公布する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五号

平成二十六年年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例(昭和四十三年東京都条例第十五号)別表に定める単位費用は、平成二十六年年度分限り、同表一の部一の款一の項中「一〇、八四九円」とあるのは「一一、一二三円」と、同表五の項中「二八、五三六円」とあるのは「二八、八四〇円」と、同表二の部一の款一の項中「一、二九五円」とあるのは「一、七四一元」と、同表二の款三の項中「一七、一九六円」とあるのは「二三、三九三円」と、同表三の款一の項中「三八八円」とあるのは「五二二円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

平成二十六年年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則を公布する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十六号

平成二十六年年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準

財政需要額の算定の特例に関する規則

平成二十六年年度分の基準財政需要額を算定する場合における都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第八十二号)別表第一から別表第三までの規定の適用については、別表第一経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「0.930」とあるのは「0.929」と、「0.070」とあるのは「0.071」と、「別表第二経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「1.494」とあるのは「1.457」と、「0.862」とあるのは「0.865」と、「5.615」とあるのは「5.477」と、「別表第三経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「10.849」とあるのは「11.123」と、「同表国民健康保険事業助成費の項中「2.7112」とあるのは「2.6841」と、「1.7112」とあるのは「1.6841」と、「0.0888」とあるのは「0.0993」と、「0.9343」とあるのは「0.9266」と、「28.536」とあるのは「28.840」と、「0.2037」とあるのは「0.2019」と、「0.9256」とあるのは「0.9262」と、「同表投資的経費の部議会総務費の項中「1.046」とあるのは「1.034」と、「1.020」とあるのは「1.015」と、「同部民生費の款児童福祉費の項中「1.045」とあるのは「1.033」と、「1.019」とあるのは「1.014」と、「同部衛生費の項中「1.046」とあるのは「1.034」と、「1.020」とあるのは「1.015」と、「388」とあるのは「522」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002

